

# 室蘭工業大学紀要投稿要領

委員長裁定 平成 16 年 4 月 21 日

## 1. 原稿の種類

別に定める執筆要領に基づき作成する。

(1) 投稿論文 (Original papers)・・・未発表の原著。審査対象とする。

a. 学術論文 (Academic articles)

各々の研究分野における本格的な論文、学会誌に投稿論文として掲載され得るもの

b. 研究報告 (Research reports)

学術論文として完結していないが、学問上一定の価値を有すると認められるもの

c. 教育改善報告 (Educational improvement reports)

教育の方法・内容に関して、その改善を目指した実践の報告、ないし一般に FD (Faculty Development) を目指した実践報告で、大学等における教育に一定の寄与を為すもの

(2) 特集論文 (Specials)

本学における研究活動及び学術交流による成果を学内公募する。委員会においては審査は行わない。各研究活動内 (例: 国際シンポジウム等) で審査を行っている場合は、審査の詳細が公開された情報 (Call for papers 等) を原稿に含める等、そのことがわかるようにすること。

また、他の出版物に公表済みのものを掲載する場合は、許諾を得た上で出典等を明示すること。

## 2. 言語

使用言語は自由とする。ただし、原則として学内に査読者が見出せるものに限る。

なお、英語以外の言語 (日本語を含む) を表題及び本文に使用した場合には、「表題」を英語で併記し、「概要」及び「キーワード」を英語で記載すること。

## 3. ページ数

原稿のページ数は原則として次のとおりとする。ただし、委員会が承認したものに限り上限を超えることができる。

(1) 投稿論文・・・刷り上がり 20 ページ以内

(2) 特集論文・・・委員会が指定した刷り上がりページ以内

## 4. 別刷の取り扱い

別刷については、著者の負担 (学科等経費) とする。

## 5. 投稿の手続き

- (1) 原稿は、完成原稿の元となった電子ファイル（Word や TeX など）及び印刷イメージ（PDF 形式）で提出すること。
- (2) 論文の審査結果に基づき、論文に修正を求めることがあるが、著者に返送後 1 ヶ月を経過しても再提出されない場合には受付の登録を取り消す。
- (3) 審査の結果あるいは投稿者からの申し出に基づき、学術論文から研究報告への切り替えを認めることがある。
- (4) 登載論文には編集担当から通知のあった原稿受付日、論文受理日、頁番号を記載すること。
- (5) 投稿に際し、著者以外の作成した文章、図表、写真、資料等を引用もしくは転載する場合には、出典を明記すること。また必要に応じてその著作権者の許諾を得ておくこと。

## 6. 著作権

- (1) 登載論文の著作権は本学に帰属するものとし、登載が決定した際に「著作権譲渡書」を提出すること。
- (2) 登載論文には、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの「表示-非営利 4.0 国際 (CC BY-NC 4.0) 及びその後継版」又は「表示-非営利-改変禁止 4.0 国際 (CC BY-NC-ND 4.0) 及びその後継版」を付与するものとし、登載論文の著者は、著作権の譲渡時に希望するライセンスを選択することができる。
- (3) 前項により付与されたライセンスの範囲を超えて登載論文を利用しようとする者は、事前に文書で委員会に届け出て承認を受けなければならない。
- (4) 登載論文は、原則として室蘭工業大学機関リポジトリにおいて公開する。

## 7. ヒトを対象とした研究について

「室蘭工業大学ヒトを対象とした研究に関する規則」を遵守すること。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 16 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 20 年 3 月 14 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 3 年 6 月 3 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。